

契約件名及び数量	学生職業センターシステム改修作業
随意契約によることとした理由	別添のとおり
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

学生職業センターシステム（以下、「学センシステム」という。）は、当局の独自システムとして、学卒者の職業紹介、求職者管理等に活用してきたものである。

平成23年8月にハローワークシステムに学卒機能が追加され、学卒求人情報の提供、紹介状の発行が可能となったが、一般の求職者と同様に1年間施設の利用が無いと求職者情報、相談記録等が消えてしまう。学生職業センターにおいては、大学等卒業予定者および既卒3年以内の求職者を支援対象としており、今後も過去の相談記録、エントリーシートに記された本人の特性を踏まえた質の高い相談業務を実施するためには最大4年間求職者の情報を保存する必要がある。

また、ハローワークシステムでは、大卒、短大卒等の属性別の求職者管理ができないことから、業務運営に必要な統計情報の効率的な作成のためにも、求職者を属性別に管理できる学センシステムの機能を引き続き使用する必要がある。

さらに、現在大阪学生職業センターを利用している学卒求職者の支援に必要な登録情報および相談記録等の情報は、平成22年度実績で3万4千人分にのぼり、本契約の目的であるタブレット型端末システムで活用する求職者情報等をハローワークシステムから直接ダウンロードするとなると、一人ずつの情報をハローワークシステム内に手入力するほかなく、学卒者支援機能強化の早期実現に支障をきたすこととなる。

また、上記タブレット型端末システムを運営していくためには、タブレットPCにダウンロードする情報を一元的に管理する管理端末、ハローワークシステムから抽出した求人情報や求職者情報等、膨大な情報を保存するためのサーバー等を設置する必要があるが、既存の学センシステムを活用することにより、ハード面の有効利用が可能となる。

以上の理由から、タブレット型端末システムを調達し、運用するためには、学センシステムを改修し、タブレット型端末システム全体の管理機能を持たせることが最も効率的である。

改修作業については、学センシステムの構築部分については、本件契約予定業者が独自で開発したものであり、仮に、システムの内部を把握していない当該業者以外の者が、システムの内部に入ってしまうと、現存のデータを削除し復元することが出来なくなる恐れがある等、通常業務に多大な影響を及ぼす事が考えられる。

また、改修作業後システムプログラムの起動が正常に行われているか確認する必要があることから、サーバー内のプログラム内容を把握した開発業者以外が行うにはリスクが高く、非効率である。また、迅速かつ確実に改修作業を進めるとともに、作業中に万が一不測の事態が発生した場合にも確実に対応できることが必須であり、作業後良好なシステム環境を維持させるためにも、当該システムの開発業者以外に作業させることは不可能であり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するものである。

契約件名及び数量	あいりん総合センター土地使用契約
随意契約によることとした理由	平成23年10月1日に「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律」が施行されたことに伴い、独立行政法人雇用・能力開発機構が廃止され、独立行政法人雇用・能力開発機構が所有していたあいりん総合センターの一部を国が承継することとなったが、あいりん総合センターが建っている土地は大阪府及び大阪市が所有している土地であり、契約の性質及び目的が競争を許さないことから、会計法29条の3第4項に該当するため。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	